

ガサへの反撃

準抗告

緊急報告
抗議
準抗告申立書



クラブ系への「抗議」を資料として記者会見を申し入れたが、黙殺された。

③ さて「ガサ入れ」に対する法的な反撃の方法として

④、今状（捜査差押許可状）の発行がそもそも違法な
として、その発行の取消し ⑤、今状にかけられた以外の
ものまで押収しているとして、その分の差押処分取消し。
⑥ 差押押収の手続き、やり方が違法だとしての、押収処分取消し。
⑦ などを内容とする「準抗告申立」の手続きがある。

しかし、大抵の場合、めんどうなことを（実際はそれ程ではない、
弁護士にたのむと費用がかかること、申立ててもほとんど棄却され
る）などにあきらめも加わって、行わないことが多い。

④ 申立てがほとんど棄却されるのは、――

① については、仮にそれが違法なものであっても、――『現に捜査差
押処分がなされ、その手続きが完了した後にいっては、もはやこれ
を取消すに意義なく……』（行政事件訴訟法）ということで100%棄却さ
れるのが通例。

② については「準抗告」が出されると、警察は裁判官の判断で違
法とされそうな差押物件については、すぐその分の「返還通知」
を出してやる。（勿論その内容は写真、コピー等であるので実質的
には押収と同じだ。）が「決定」はもう物件は戻り旧に復しているのだ
から――これも又棄却となる。

③ については、さしもの警察、めったにこんな法的手落ちのシッポ
はつかせない。というわけで、④の申立てはめったにない。
――ということで一見、準抗告申立をしても、大抵は勝ち目はない。

▼12月27日

① 予想より約一週間は早く「ガサ」がきて、ちよっとあわてたが
すぐたえ玉のは、至急「ガサ入れ」をしらせる「緊急報告」⑦（緊急
参照）をつくって、踏み絵ビラの全国配布先へ知らせること（なが引
上げると寸秒あらず、その版下をかき出した！）、次に「準抗告申立書」
を出すのに、「ガサ入れ中の違法行為を一つでも見つけておくと
いうこと」だった。

▼12月28日

② 「準抗告申立書」づくりは数日かゝるので「声明」風のビラ
をまず出す必要がある。そこで、「大阪府警・警備部」及び、令状
を発行した「裁判所令状部」あての「抗議」⑧（緊急参照）を仮
成、送達すると共に、その字し約五百を各所に送り、とくにマス
コミに報知した。（ふつうガサは警察が記者に報知し、いさくも
も記事になるのだが、今回は警察側から情報が出ず、28日、記者

にもかかわらず、なぜ準抗告するのか。それは――

五、

カ一に、警察がサツ詰の記者へ一方的に流したガサ入れの報道が、準抗告提出を契機に裁判所詰の司法記者クラブとの会見によって、こちら側の立場主張による報道に、ひっくりかえすことができた。へ今回は黙殺だったが前二回のガサではいざれも五段めき記事になつて、反撃大成功だった。

カ二に、準抗告が出ると、裁判所は警察を呼び出し取調べる。警察は、資料を呈出されてられ、申立てに対して云い聞きをせねばならない。これは、時に屈辱であり、すくなくともイヤなことである。警察が押収物なしがサツ詰のイヤガラセをやるのに対して、準抗告は、法的に認められたぼくらの堂々としたイヤガラセ? だけでなく、軽そつなガサの歯止のにもなる。

へつまり準抗告など出すおそれのないところへは、やり放題仕放題で、おどかしながらガサをやるが、一と徹底的に準抗告で反撃してあくど、すくなくば重(当然のことだが)紳士的になる。あくど、とぼつたりでガサがくるが、ぼくのところへはまだまだことない。

カ三に、準抗告を出したとんに、押収物件の全部または一部が「不用」ということで返ってくる。次からは、こじつけ押収差押えに慎重になる。

ーというところでは、準抗告の効用は、単に裁判に勝つだけではない。問題ではない。

▼(大阪の「市民住民救済対策会」のパンフ『あつてないで』に「ガサ時の対応」その他「のこ」を書いたので、図心ある人はそれを見てみようといひ。送二七の田、定価二五〇円) ▲

準抗告の申し立て書

要旨

12月31日

⑥、へ準抗告申立書(向井名及び田原りち二通)作成、大阪地裁へ提出。なお、そのことをマスコミ及び関係先へ報知するためへ準抗告申立要旨(10頁参照)をつくり発送した。

ところでその申立内容の特色は、前記の④⑤のどえび、①②のだけで③がないという、準抗告のやり方の常識に、いさか反する「正攻法」にだけだった。

つまり、ぼく等のガサ捜査は、「あとで準抗告出しはるんやろ」とはじめから警成して、今状に記された以外のものを持って帰るような違法押収がなく、文句がつけられなかった。そこでさきに裁判所へ大阪府警へ送りつけた「へ抗議」と殆ど同じ内容のものを転用し、本件は「天皇に触れる言論や表現を一切許さない」とする予防検束の弾正であり、戦前の不敬罪と同じく、天皇を「起意」的のものとしての刑法(第条適用)の意図がシエエ、御名御聖儀どころか、模造にもあたらない。従つて――違反違法の「今状」発行を取消すと共に、同じく違反違法である家宅捜索と押収の行為一切をも取消せ、というものだ。

⑦ それともう一つ、向井宅ガサと同時に、堺市の戸田るり子さん宅にもガサがあった。ところが、誰もいない留守宅を立会

人なしでやつたという刑訴法違反の容疑がするべき濃厚で
状況証拠がいくつか出てきた。それを列記すると――

(1) 戸田より本人が向井宅にいたので、本人に通知して捜索
に立合せることができたにもかゝらず、向井宅捜査終了後に
その旨を本人につげ、故意に立合せなかった。

(2) 押収品目録の交付がなく、再三督促の結果、受取ったのは
九二日後の29日夜である。そこで――事實を知るため――

(3) 立合人が誰かを六回にわたる電話で向合せにか、言を左右
にして合えず、最後に、目録に署名する高橋の上司(氏名を忘る)
が、それを拒否した。これだけでも、立合人の有無が疑わしく、
立合人なしの違法捜索と云われても証明できない。

(4) そこで押収品目録を詳細にみると、品目欄の筆跡と、交付者署
名らん、宛先戸田より子殿の筆跡は相違している。又、品目欄はカ
ーボンで記入されているが、後者はボールペン記入であり、偽造工
作すくなくとも、押収時立合人の眼前でかかれたものではない疑い
がある。(尚向井宅の目録は、品名ラン、署名、宛名すべてカーボン
による同一筆跡である)

(5) 以上により、立合人の氏名を隠し(かりに名目的に工作して立
合人をつくり、その住所氏名を明らかにしたとしても、立合人とし
て、その最初から終アまで役割を完全に果たしたかどうかは疑問であ
る)その証言を理由なく拒む以上、立合人なしの執行を糊塗陰蔽し
たものというはかない。これ法の番人を自称する立席の者にとつて
前代未聞、あまりにも重大な違法行為である。

――ということ、前者の部分が門前私的私約となつても、この

実を追究することで、充分「おれまいり?」できるというわけだ
つた。(この申立ても、大ていは警察の云い分が通る。しかし、俄
仕立の立合人をつくつたり、ない訳の為、立合人氏名をすくなく
と裁判官には明らかにせねばならなかつたり、いろいろこちらに
代つて裁判官からいやがらせを受け、冷汗たらたら、は固達いな
い。下手をすると表ざたにならなくても、転任がクビである、(そ
のせいかどうか、そのことを見送るうちに、大阪府警第一課長(高橋の
上司)と名乗つて申し、大阪府下へ転勤した由))

準抗告決定

判決の内容



▼ 三十五日

⑧ 準抗告のへ決定は、五日付で七日に受取り、八日午后には
大阪地裁司法記者室で「ウツソーホントーヤッター」の記者会見
をした。(は社余り参集)

決定主文は「……の各物件に対する差押処分をいづれも取消
す。申立人らのその余の申立をいづれも棄却する」とあつて
裁判の勝ち負けから云うと、「一見五分五分にみえる。が判決理由
をよくみると、まず90%以上の完勝!」(参観は「決定要旨」)
つまり「決定」の内容を要約すると――

・ 本件ビラについては、御名御署名違罪が成立する余地なし。

・ 本件捜査令状を發布したのは違法。

・ 従つて、本件差押処分もまた違法。

・ よつて、本件差押処分は、取消を免れない。

・ しかし、今、状發布は、もはや取消す利益がなく、現になされた差押処分、取消（又は変更）を認めれば、足るから、今、状發布取消請求は、不適法、棄却。

・ 刑訴法は、捜査についての不服申立てを許していない、また押収がない捜索の場合も同じ。いずれも不適法、棄却。

・ 又戸田るり子の申立てに關するものは、本件差押処分を取消すことで認容、判断するまでもない。

— というのである。

（ふつう違抗告では、今、状發布の取消しを求めても、不適法棄却で敗訴の印象をつよくするだけだから、その申立てはヤマトコとなる。その代りに違法押収（その物件の返還）を極力主張して争うのが通例である。ところが、今回は押収物件をかきとて一言もいわず、今、状發布の「違憲」「違法」一本槍（と戸田さん定の立会人不在・刑訴法違反）で通したから、「差押の取消し」という決定以上に、「違法」「違憲」には触れずとも「違法」を（念）という「立入り判断」を引っぱり出したわけだ。これは、棄却でも警察へのイヤガラセになるだけでなく、やっぱり、何でもなうバキことは云つたらよいという「実例」である。）

⑦ このへん、被告決定へは、踏み絵じやうが、戦前戦後を通じては、いので、御名、御聖、偽造罪、で、ガサ入れをつけ、しかもそのこじつ

け罪名の適用は違法と判決した事案によつて、絶好の、踏み絵じやう宣伝のチャンスをつくつてくれた。

年末のガサ入れの報道には、完全に黙殺したマスコミも、さすがもう沈黙できず、九日朝刊、夕刊では一せいに大きくとりあげるこ
とになった。

ちなみに、10年前の「在位即奉天皇同刺ステッカー事件」の扱い方を、**「新南各社の報道記事」**で比べると、やはりあまりにも明らかかな、時代の相違がある。

例えは、10年前は、「不敬罪いまま……」といった批判的見出しで、当局の意図を叩いた朝日だけが、9日朝刊に一行も報じていなかった。向合せると、記者は出稿したが、整理のところで内容になり、スト
ップがかかったという。しかし、結局、や、扱いを小さくして夕刊にはのつた。それは他紙がいずれも大きく朝刊で報道しているものを無視できず、追隨したというところだろう。

総じて各社の記事内容を云えば、当方発表の「事実」だけを報道して可もなく不可もなく、例えは「違憲の問題」など、一切他に言及せず、論評を加えないのが特徴で、三、四段五段の大きく目立つ扱いが、まず取柄といえる。（尚、静岡、な島の友へのしらせでは、テレビニュースでも流れたという）（以下参照）



ねえねえ

なぜ特別抗告か

⑩ 『せっかく準抗告で、めったにないエエ決定を獲得したのに、なにが不服で、「大ていは門前払いの棄却」がきまつて最高裁へ、へ特別抗告」なんか出するか。うっかりヤブヘビで「準抗告決定はあやまり、やり直し」なんて判決が出たらどうする』、という疑問に、まず答えておかねばならない。それは――

カ一に、準抗告で「棄却」となった部分こそが、發言者の意志的ガサき日常的に横行させ、ぼくらも、どうしようもないとして許してきた理由に外ならない。最高裁がどう出ようと、それを提ねし告発するのはあたりまえのこと。

カニ、検察側も十に一つ、この準抗告決定を不服として、同じ様に「特別抗告」をやる可能性もある。へそれはそれで権力側の意図がどれだけのものか、より明瞭、具体的に現れるわけだから、むしろ歓迎すべきもの、それを迎へつて、勝負をする姿勢として。

カ三、カが一逮捕、起訴があつて、地裁、高裁……と長い裁判期間をかけてへ踏み絵を争う一争やぶるさなないとしたとき、それは向うの土俵での――それゆゑ之罪の輕重に關して、法律の子葉未

筋を論ずるだけの――徒勞にひとしい結果が、出てくるだけである。とすれば、たいていすでに結論を先にのぼして、自今の位置をはきかせず、見ないままであるよりも、もし最高裁が否をを出すといふなら、早く受取つて――そのつもりで裁判争をやる方がすっきりする。

三月十二日

申立要旨

⑪ さて、この三つの理由に尻をつ、かれて？、最高裁へ、三月五日大阪地裁がした準抗告決定のころ、棄却決定に限り、不服に付き、特別抗告の申立を提出した。

その内容概略は――

一、「令状の発付について、現に差押処分がなされた後において、……独立して令状の発付自体について、その取消しを求めることは許されない」とする原決定は、最高裁昭33(シ)ヤ16号の判例と相反する判断である。

二、原決定の「もはや令状の発付について取消す実益なく……」、「刑罰法は押収命令の取消又は変更の請求を許しているが、捜索についての不服申立は許していない。」という解釈では、捜索終了後、その捜索の違法性を明らかにし、処分取消しを求めらるは失われてしまう。例へば、捜索で差押えらるべきものがなかつた場合、違法な令状による違法な捜索であつても、これを準抗告で争つことができないという著しい不合理、法の欠陥を伴ふことになる。原決定は刑罰法43条一項の解釈と適用をあ

やまっています。

三、本件の如く、違法な令状に基いて捜索が行われた場合、原決定によると、準抗告による取消しが得られない。それは違法な令状を恣意的に請求、その令状に基く違法捜索の乱用を許す結果となり、憲法三十九条一項に違反している。

一 以上原決定の中、棄却決定部分は、最高裁判例に違反し、法令の適用をあまり、かつ憲法に違反しているので、捜索差押の許可（令状の発布）及び、右令状に基き司法警察員が行った捜索処分取消を求める。

棄却

▼ 右に対する、最高裁判例の決定は、予想通り、通り一ぱん、門前払い的な棄却決定で、この出した内容には触れないまま、あつさり、フヨン。……

おな賠償請求訴訟

▼ 三月二五日

これから……

「何年かぶらぬ、裁判で無罪をかうとつたから」といっても、□家賠償をこころのはナカナカのこと、まず大いにはダメというし権力の側も面子にかけても参ったと云えぬため、檢察側がどんな逆襲を仕掛けてくるかわからんししかせつかく「準抗告決定」という何よりの「錦の向旗」があるのに、それを使わぬ法はない、とい

うわけで、エエイとばかり、国賠訴訟にふみ切った。

つまりこの訴訟で、権力に否応なく本音をひき出させ、あわせて今回の準抗告決定をどう判断しているかを窺う。追撃ジャブである。へもつとも、訴状作成から公判初案まで一切中北弁護士まかせで、ぼくは何もしてないに等しい。

へ訴状の要旨は、一

一、大阪簡易裁判所裁判官陶山美知彦が発付した、本件差押令状は、本件ピラが陶山陶山偽造罪成立の余地はないにもかゝらず、なされたものであり、故意または重大な違法行為として、国賠法一条一項により、原告らの損害を、被告大阪府と連帯して賠償の責任がある。

二 大阪府警本部警備部所屬の司法警察員は、嫌疑がないにもかかわらず、本件令状の発付を請求し、令状により違法な捜査をしたものであり、国賠法一条一項により、原告らの損害を被告府と連帯して賠償する責任がある。

三 よつて被告らは、原告らが蒙った損害（無用となったピラ代三六〇〇円、弁護士実費及び報酬五万円、精神的慰謝料五万円）として、原告何れに対し五七、八、一五〇円原告何れに対し五七、四、五〇円を支払え。一というものである。

▼ さて裁判の方は二回の公判があつて、これからというところ。被告側は、御名陶山偽造罪は印刷したピラについてでなく、その印刷原版ともいふべきものに対してである——と、キリながら本格的に争う姿勢をみせてきた。次回公判は9月26日。……

緊急報告

昭和12月27日午前

④ 44頁参照

△ 全国の「ワゴン」の所有者さんへ一斉にのぞく「ワゴン」の所有者さんへ

◎ 本日、午前10時30分、ワゴン所有者の皆さんへ、大急ぎで、お電話をいたしました。お電話の内容は、ワゴン所有者の皆さんへ、大急ぎで、お電話をいたしました。お電話の内容は、ワゴン所有者の皆さんへ、大急ぎで、お電話をいたしました。

◎ 押収されたワゴンについて、ワゴン所有者の皆さんへ、大急ぎで、お電話をいたしました。お電話の内容は、ワゴン所有者の皆さんへ、大急ぎで、お電話をいたしました。

②

抗議

大急ぎでワゴンとして扱ったワゴン所有者の皆さんへ、大急ぎで、お電話をいたしました。お電話の内容は、ワゴン所有者の皆さんへ、大急ぎで、お電話をいたしました。

③ 違法押収立てについて

「違法の令状」と「違法の押収手続」

12月27日、大急ぎでワゴンとして扱ったワゴン所有者の皆さんへ、大急ぎで、お電話をいたしました。お電話の内容は、ワゴン所有者の皆さんへ、大急ぎで、お電話をいたしました。

御名御堂事件、津抗告訴申立の要旨

①

本件で問題になるのは、御名御堂事件に於いて、ワゴン所有者の皆さんへ、大急ぎで、お電話をいたしました。お電話の内容は、ワゴン所有者の皆さんへ、大急ぎで、お電話をいたしました。

② 天皇陛下の御名御堂事件に於いて、ワゴン所有者の皆さんへ、大急ぎで、お電話をいたしました。お電話の内容は、ワゴン所有者の皆さんへ、大急ぎで、お電話をいたしました。



① 本件収支帳簿及び入路出路の
 ② 本件収支帳簿及び入路出路の
 ③ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ④ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑤ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑥ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑦ 本件収支帳簿及び入路出路の

③ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ④ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑤ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑥ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑦ 本件収支帳簿及び入路出路の

④ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑤ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑥ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑦ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑧ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑨ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑩ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑪ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑫ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑬ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑭ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑮ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑯ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑰ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑱ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑲ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ⑳ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉑ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉒ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉓ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉔ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉕ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉖ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉗ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉘ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉙ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉚ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉛ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉜ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉝ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉞ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㉟ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊱ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊲ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊳ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊴ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊵ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊶ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊷ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊸ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊹ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊺ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊻ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊼ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊽ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊾ 本件収支帳簿及び入路出路の
 ㊿ 本件収支帳簿及び入路出路の

大阪地方裁判所 令状部
 大阪府警本部 警務部 備後二課
 向井 泰

